

風致地区内における建築等の行為許可申請について（概要）

○ 風致地区とは

風致地区とは、都市における良好な自然景観を形成している土地について、その風致を維持するため、都市計画法において定められた地域地区です。

大泉町では、小泉城跡風致地区が都市計画決定されています。

小泉城跡風致地区は、小泉城跡の近隣公園（城之内公園）を中心に中学校、神社、一般住宅等によって、形成されています。



○ 風致地区内において、下記の行為をしようとする者は、町長の許可が必要となります。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類の採取
- ⑤水面の埋立て又は干拓
- ⑥建築物等の外装の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

※ 許可を受ける場合、申請書と添付図書を提出しなければなりません。

○ 許可申請の手続き



○ 風致地区内において、建築物の新築、改築、増築又は移転をする場合
(仮設の建築物、地下に設ける建築物、その他の工作物以外)

・許可の基準

建ぺい率	40%
容積率	200%
位置・形態・意匠	当該土地及びその周辺区域における風致と著しく不調和でないこと
高さ	15メートル以下
壁面後退距離	道路側 2メートル以上
	その他 1メートル以上
植栽	新築 緑化率10%以上※1
	改築・増築・移転 風致の維持に必要な植栽を行うこと

※1 緑化率10%以上とは、敷地面積の10分の1以上の面積を必要緑地面積とし、
当該緑地面積10㎡につき高木1本以上、かつ低木2本以上の植栽をすることです。

■ 建築物の新築、改築、増築又は移転で、その部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、
かつ、高さ、建ぺい率、壁面後退距離が基準に適合する場合は、許可を受けることを要しません。

・許可申請の図書

図書の種類	縮尺	図書に明示する事項等
風致地区内 行為許可申請書	—	別記様式第1号に必要事項を記入する※2
行為内容書	—	別記様式第12号に必要事項を記入する※2
全体位置図	20,000分の1以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図	2,500分の1以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
カラー写真	—	行為地及びその周辺の状況を表すもの
配置図	300分の1以上	方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物、工作物及び木竹等（既存のものを含む。）の位置並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との区分
平面図	200分の1以上	申請に係る建築物等と他の建築物等との区分及び建築面積の算出に係る図表
立面図	200分の1以上	2面以上（正面、側面等）、外観、意匠及び建築物等の高さ
植栽計画図	300分の1以上	木竹の位置、種類、本数及び高さ

※2 風致地区内行為許可申請書（別記様式第1号）及び行為内容書（別記様式第12号）は、
次の町ホームページからアクセスして、ダウンロードすることができます。

詳しくは、大泉町役場都市整備課へお問い合わせください。
〒370-0595群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号
電話0276-63-3111（内線241）

